

第三者行為求償事務について

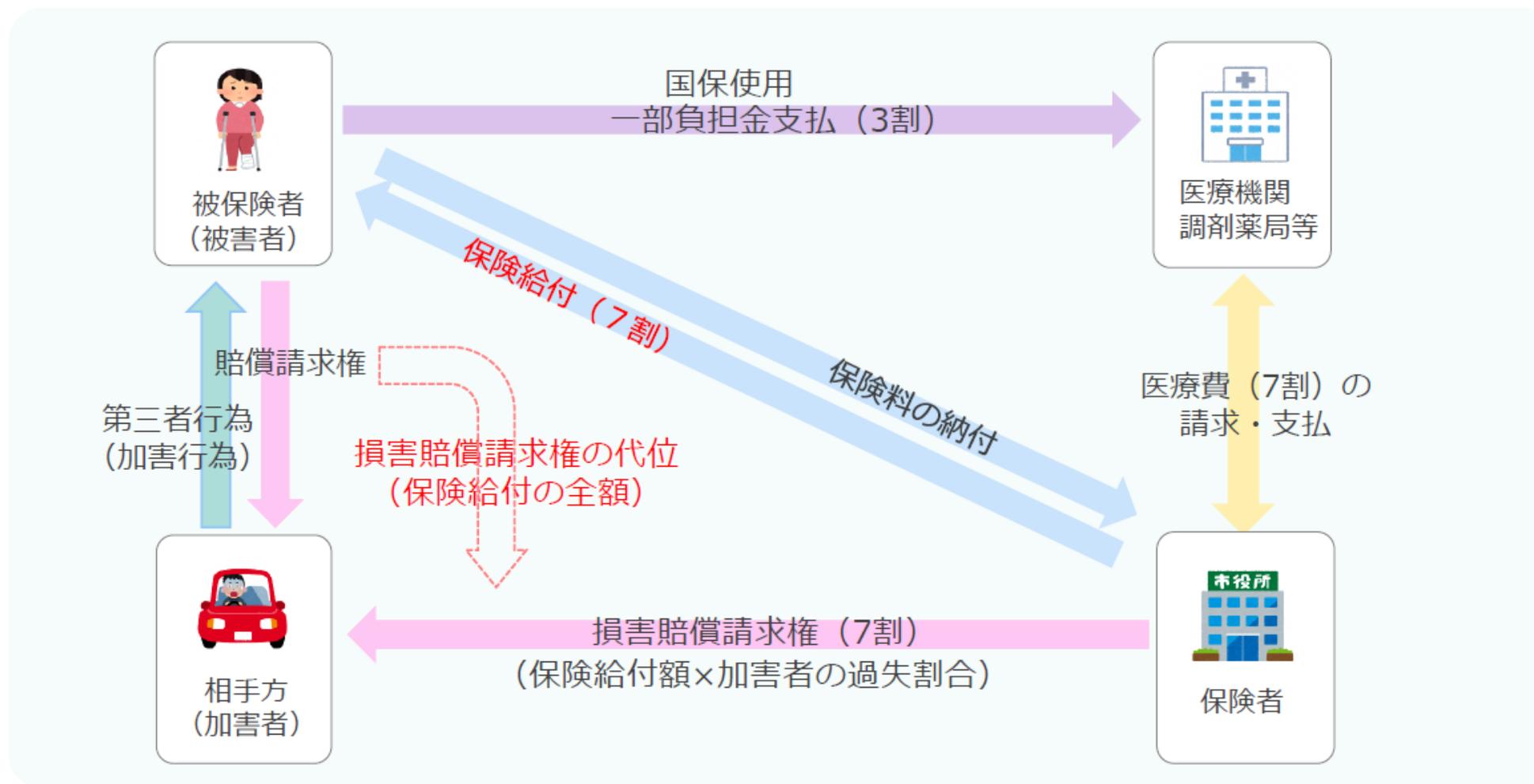
長崎県 国保・健康増進課

第三者行為求償とは・・・

- ▶ 国保等の被保険者（被害者）が、第三者の不法行為（交通事故やケンカなどの加害行為）によって負傷したとき、この被保険者は、第三者（加害者）に対して、損害賠償請求権を有することになります。
- ▶ 被害を受けた被保険者は、医療機関等で治療を行う場合、国保保険証を使用することができます。
- ▶ 被保険者が国保を使用した場合、国保保険者は、その保険給付額の範囲で、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償請求権を取得することになります。これを、損害賠償請求権の「代位取得」といいます。
- ▶ その代位取得した損害賠償請求権を行使し、第三者に対し損害賠償請求を行う事務を「第三者行為求償事務」といいます。

第三者行為による保険給付と代位取得の関係

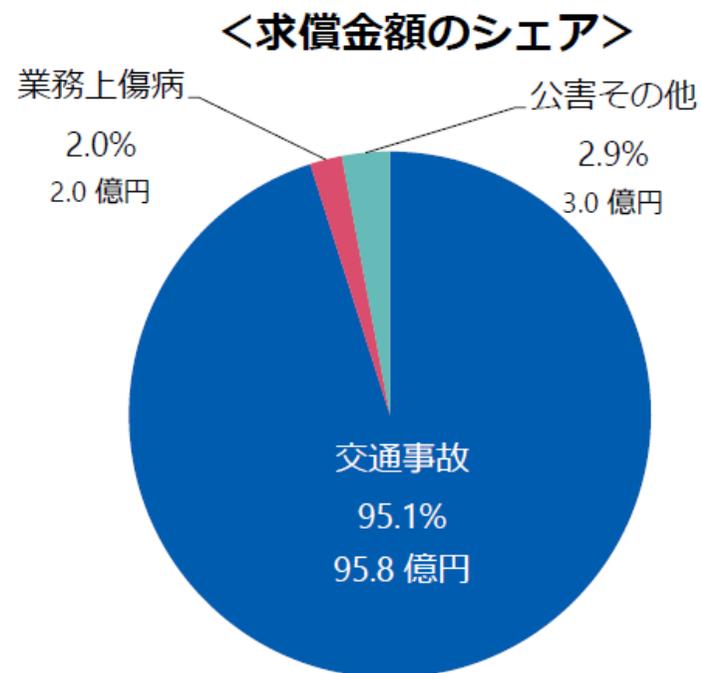
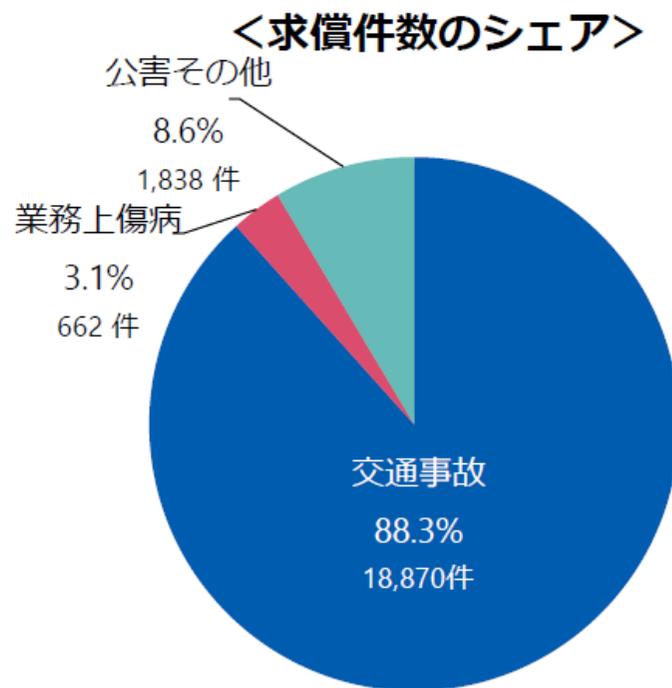
国保使用と代位取得の関係



第三者行為の事由

No	事由	賠償責任者
1	自動車、自転車、船舶等事故で他人に怪我をさせた場合	運転手
2	他人の飼い犬による咬傷	飼い主
3	ゴルフ中に他ホールの客にボールが当たり負傷	ボールを打った人・施設管理者
4	飲食店において提供された料理による食中毒	食事を提供した店舗の責任者
5	建物や工事現場から落下物が通行人に当たり負傷	家主・工事現場の監督者
6	購入した食品の瑕疵による健康被害	製品の製造会社
7	美容院で染髪していた時に、薬液が目に入り負傷	施術した美容師・美容院の責任者
8	介護施設で入所者がベッドから転落し負傷	介護施設の責任者
9	店舗内の天井照明の落下による客が負傷	店舗管理責任者
10	大気汚染や水質汚染などの公害	国・汚染原因を発生させた企業
11	病院で治療中に医療ミスで症状悪化	医師・病院
12	失火者の重過失による火災で負傷	失火者
13	ケンカや傷害事件により負傷した場合	加害者本人・保護者

【参考資料】
第三者求償の実績（令和5年度速報値）



（出所）厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

※ 業務上傷病 … 業務上の負傷、疾病で、保険者負担額を返還させるべきものとして点検調査期間内に調査決定したものについて集計。
業務上の傷病は、労災保険による療養補償の対象であり、未加入者については遡及加入の上、過誤調整の処理を行う。

第三者行為による保険診療と自由診療

- 国保被保険者は、第三者の不法行為（交通事故やケンカなどの加害行為）により負傷し、医療機関で治療を受ける場合、当該医療機関に治療費を支払うこととなります。
- このとき被保険者は、国保（保険証）を使用して、窓口一部負担分（3割）を支払うか、国保を使用せず、治療費の全額（10割）を自由診療として支払うかを選択します。

	保険診療	自由診療
被保険者	<ul style="list-style-type: none">• 窓口負担が少ない（治療費の3割）• 加害者（損保会社等）に3割分を請求• 国保保険者に届出が必要	<ul style="list-style-type: none">• 医療費全額窓口負担（治療費の10割）• 加害者（損保会社等）に10割を請求• 国保保険者に届出は不要
保険者	<ul style="list-style-type: none">• 被保険者等から傷病届を受領• 保険給付分（治療費の7割）を加害者等へ請求（国保連へ請求事務を委託可能）	<ul style="list-style-type: none">• 手続きは特に発生しない
医療機関	<ul style="list-style-type: none">• 治療費は、審査支払機関（国保連合会）に請求• 請求額は、診療報酬基準により1点10円で計算• レセプトの特記事項欄に「10. 第三」を記載（あわせて「事故分点数」の記載）	<ul style="list-style-type: none">• 治療費は、患者（被保険者）か、加害者または保険会社に請求• 1点最大30円として請求可能

第三者行為による傷病届

- 被保険者は、第三者の不法行為により保険給付を受けた場合は、直ちに保険者へ被害の状況等を届け出なければならない義務があります。



国民健康保険法施行規則

第三十二条の六 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあつてはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

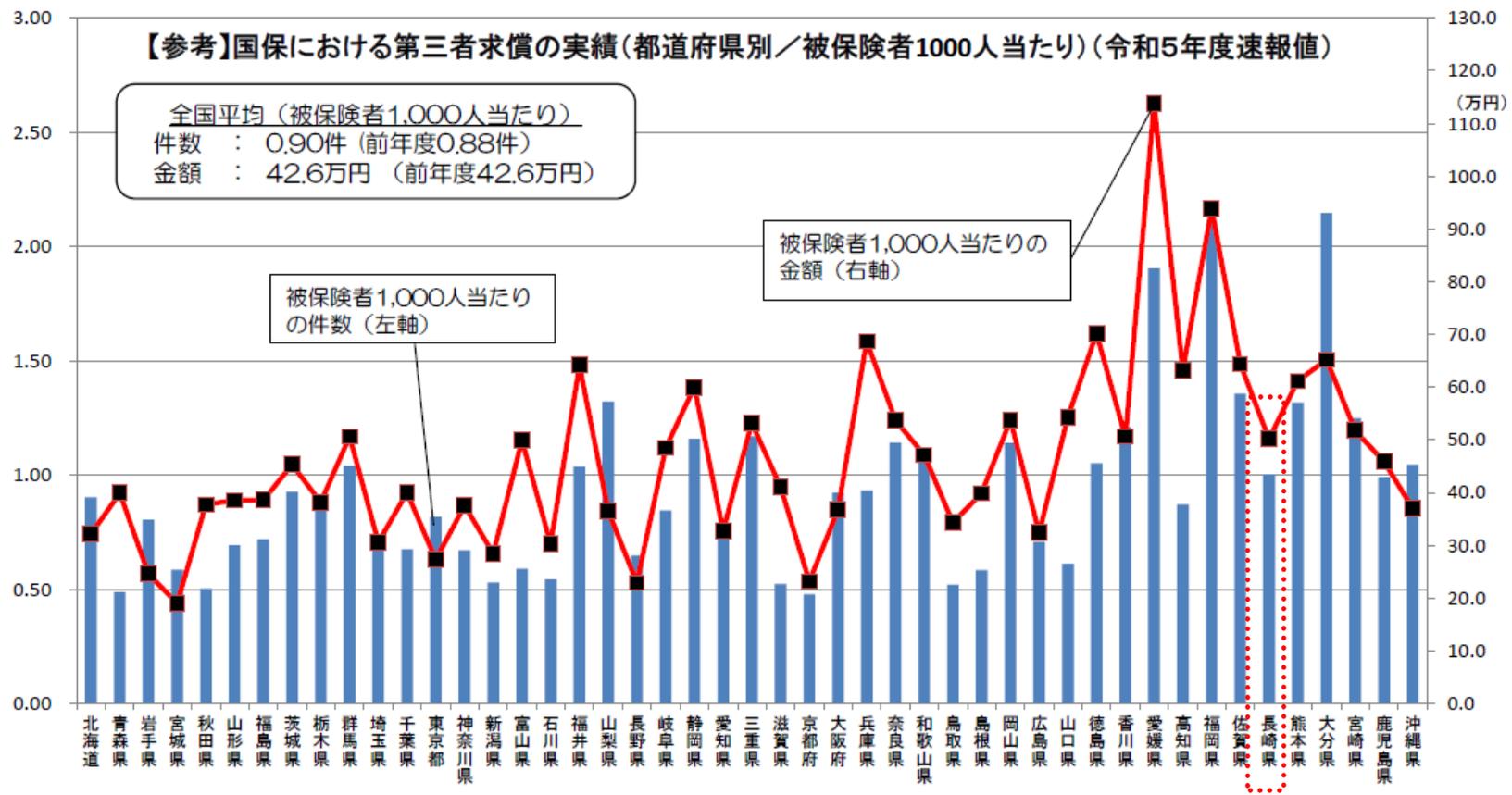
※ 高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法の各施行規則にも同様の規定があります。

- 保険者は、被保険者から第三者行為による被害届の提出を受けることによって損害賠償請求権の発生を知ることになり、これによって加害者等への損害賠償請求が可能となります。



都道府県別第三者求償実績（令和5年度速報値・被保険者数ベース）

- 国保第三者求償の実績は、全国平均で被保険者1,000人当たり0.90件であるが、都道府県別に見ると、0.5件～2.1件とバラツキがある。
※求償額は被保険者1,000人当たり42.6万円であるが、これは不法行為1件当たりの単価によるため、参考数値。



(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

○診療報酬請求書等の記載要領等について

(昭和五十一年八月七日)

(保険発第八二号)

(都道府県民生主管部(局)長あて厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)

診療報酬請求書等の様式については、昭和五十一年八月二日厚生省令第三十六号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」が制定されたところであるが、診療報酬請求書等の記載要領は別紙1、診療録等の記載上の注意事項は別紙2のとおりであるので、了知のうえ、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、従前の通知で本通知に示した事項に係るものは廃止する。

また、国民健康保険については、本通知に示した事項に係るものは、健康保険と同様である。

おって、この件については、厚生省公衆衛生局、薬務局、社会局、児童家庭局及び援護局の関係各課並びに保険局保険課及び国民健康保険課とは協議済みであるので念のため申し添える。

オ 平成18年3月31日保医発第0331002号通知に規定する特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療報酬を算定した場合は、「特記事項」欄に「施」と記載すること。

なお、当該診療が同通知に規定する配置医師による場合は、「摘要」欄に「配」と表示して回数を記載すること。

また、同一月内に同一患者につき、特別養護老人ホーム等に赴き行った診療と、それ以外の外来分の診療がある場合は、それぞれ明確に区分できるよう「摘要」欄に記載すること。

カ 患者の疾病又は負傷が、交通事故等第三者の不法行為によって生じたと認められる場合は、「特記事項」欄に「第三」と記載すること。なお、「交」等従来行われていた記載によることも差し支えないこと。

キ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第1条第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療報酬の請求については、次に掲げる方法によること。

国民健康保険・後期高齢者医療にご加入のみなさまへ

第三者によるケガや病気で 健康保険を使ったら**必ず届出**を!

第三者行為とは…
加害者である第三者の
不法行為により被害者が傷病を負うこと



示談の前に/
市町や国保組合の窓口にご相談ください!

第三者行為による治療で国民健康保険や後期高齢者医療保険を使用する場合、市町や国保組合へ届出を提出することが義務付けられています。

加害者からすでに治療費を受け取っていたり、示談が成立していると、保険で治療を受けることができない場合があります。



ご相談はこちら

長崎県・長崎縣市町国民健康保険・国民健康保険組合・
長崎県後期高齢者医療広域連合・長崎県国民健康保険団体連合会

【令和7年1月末】
県内の国保及び後期高齢者医療の保険者共同で、
患者様向けに傷病届提出の周知・啓発を図る
ためのポスターを作成し、医療機関様あてにお
送りさせていただきました。

国民健康保険・後期高齢者医療にご加入のみなさまへ

第三者によるケガや病気で健康保険を使ったら**必ず届出**を!

第三者行為とは…
加害者である第三者の
不法行為により被害者が傷病を負うこと



示談の前に/
市町や国保組合の窓口にご相談ください!

第三者行為による治療で国民健康保険や後期高齢者医療保険を使用する場合、市町や国保組合へ届出を提出することが義務付けられています。

加害者からすでに治療費を受け取っていたり、示談が成立していると、保険で治療を受けることができない場合があります。



ご相談はこちら

長崎県・長崎県市町国民健康保険・国民健康保険組合・
長崎県後期高齢者医療広域連合・長崎県国民健康保険団体連合会

ポスターのQRコードをスマホで読み取ると国保及び後期高齢者医療の保険者の第三者行為求償窓口一覧掲載ページへジャンプします。

第三者行為求償事務に係るお問い合わせ先

保険者名	部署名	電話番号
長崎市	国民健康保険課	095-829-1136
佐世保市	保健福祉部 医療保険課	0956-24-1111
島原市	保険健康課	0957-63-1111(内線237)
諫早市	保険年金課	0957-22-1500(代表)
大村市	国保けんこう課	0957-53-4111(内線111)
平戸市	健康ほけん課 国保年金班	0950-22-9124
松浦市	健康ほけん課 国保・年金係	0956-72-1111
対馬市	健康増進課	0920-58-1579
壱岐市	保険課	0920-45-1157
五島市	国保健康政策課	0959-72-6119
西海市	健康ほけん課	0959-37-0067
雲仙市	総合窓口課	0957-47-7806
南島原市	健康づくり課	0957-73-6641
長与町	健康保険課	095-801-5821
時津町	国保・健康増進課	095-882-3938
東彼杵町	長寿ほけん課ほけん年金係	0957-46-1202
川棚町	健康推進課 国保年金係	0956-82-3132
波佐見町	子ども・健康保険課	0956-85-2483
小値賀町	住民課(保健係)	0959-56-3111
佐々町	保険環境課	0956-62-2101
新上五島町	健康保険課 保険医療班	0959-53-1163
長崎県歯科医師国保組合		095-848-5811
長崎県医師国保組合		095-844-1116
長崎県薬剤師国保組合		0956-25-8777
長崎県建設事業国保組合		095-862-8463
長崎県後期高齢者医療広域連合	事業課	095-816-3932

【診療申込書】

(受付日 令和 年 月 日)

診察券番号

0

- | | | | |
|-------------------------|----|---|-----|
| ◆ ○○病院の受診は本日が初めてですか？ | はい | ・ | いいえ |
| ◆ 前回の受診時から住所変更はありますか？ | はい | ・ | いいえ |
| ◆ 紹介状をお持ちですか？ | はい | ・ | いいえ |
| ◆ 他の病院に入院中ですか？ | はい | ・ | いいえ |
| ◆ 交通事故による受診ですか？ | はい | ・ | いいえ |
| ◆ 工作中的事故（労務災害）による受診ですか？ | はい | ・ | いいえ |

フリガナ

NAME
氏名

DATE OF BIRTH
生年月日

ADDRESS
現住所

EMERGENCY

～ 県から保険医療機関へご協力をお願いします ～

診療申込書に「交通事故による受診ですか？」という内容の確認事項がない場合には、新たに加えていただくようご協力をお願いいたします。
また、交通事故など第三者行為による受診に該当がある場合は、加入する健康保険の窓口にご連絡するよう患者様（またはお付き添いの方）へお声掛けいただきますと有難いです。

別添2

事務連絡
令和3年8月6日

関係団体 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における
診療報酬明細書等の記載等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼いたしましたので、貴団体におかれましても、関係者への周知に御協力をお願いいたします。また、被保険者等による第三者行為による被害の届出に関する周知等について、保険者等から依頼があった際には、御協力いただきますよう、併せてお願いいたします。

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給付共済課 御中

保 国 発 0 8 0 6 第 2 号
令 和 3 年 8 月 6 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

第三者行為求償事務の更なる取組強化について

第三者行為による被害に係る求償事務（以下「第三者行為求償事務」という。）の取組については、これまで、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月3日付保国発1203第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成27年通知」という。）や「第三者行為求償事務の取組に係る数値目標の設定状況等に関する調査について」（平成28年4月4日付保国発第0404第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成28年通知」という。）等でお示してきたところであるが、国民健康保険事業の健全な運営を確保するためには、第三者行為求償事務について、一層の取組強化を図ることが重要である。

(医療関係機関との連携強化)

上記②の点検を進めるに当たっては、医療機関等は第三者行為による被害に係る保険給付を行ったときは、「診療報酬請求明細書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日付保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官通知）により、診療報酬明細書の特記事項欄に「10. 第三」を記載することとされている。

このため、医療機関により当該記載がなされることが重要となるが、別添2のとおり、医療関係団体に対し協力依頼を行ったところであり、各都道府県及び保険者におかれても、管内の医療関係機関との連携体制の構築に努めていただきたい。

6 崎国連発 2 5 7 - 2 号
令和 6 年 8 月 9 日

保険医療機関 各位

長崎県国民健康保険団体連合会
事務局長 川原 康則
(公 印 省 略)

第三者行為における診療報酬明細書の記載について (お願い)

日頃から本会事業運営につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では市町国民健康保険療広域連合の各保険者から委託を受
第三者行為 (自動車事故、自転車療等において、国民健康保険、介護
第三者 (加害者) に代わって一時的
から委任を受けた上で、第三者へ過
を円滑に行うために以下の点につい

~ 県から保険医療機関へご協力をお願い ~

第三者行為における診療報酬明細書の特記事項へ「10:第三」の記載を
お願いします。

記

1 レセプトの特記事項「10:第三」の記載について

第三者行為による保険診療が行われた場合には、レセプトの特記事項欄に「10:第三」とご記載願います。(損保会社介入の有無や被害者過失割合に関係なく、「10:第三」の記載をお願いします。)

また、第三者行為による治療が「治癒」、「中止」、「症状固定」等の転帰となった場合には、翌月以降のレセプトから「10:第三」を削除してください。

**ご協力いただきますよう
よろしくお願ひ申し上げます。**